

総 税 電 第 1 号
令和元年 10 月 1 日

各都道府県税務担当部局長 } 殿
各都道府県市町村担当部局長 }

総務省自治税務局電子化推進室長
(公 印 省 略)

地方税共通納税システムの稼働について

平素、地方税の電子化に御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

地方税の電子化については、本日より地方税共通納税システムが稼働したところであり、納税者の利便性向上と税務事務の効率化等の観点から同システムの利活用の促進等が重要であるため、下記に留意の上、引き続き取組をお願いします。

なお、市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 地方税共通納税システムの積極的な利活用の促進

地方税共通納税システムは、各地方団体において基幹税務システムの改修等の必要な対応を行ってきていただいた結果、本日から稼働するものです。

地方税共通納税システムの稼働により、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものであり、複数の地方団体へ納税する法人の利便性が大幅に向上するものです。また、地方団体の税務事務においても、領収済通知書のパンチ入力作業の減少等が期待される等、その効率化に資するものでもあります。このため、多くの法人に地方税共通納税システムを利用していただくよう、法人及び税理士会等への周知等の積極的な利活用の促進を行っていただくようお願いいたします。

2 eLTAX の更なる利活用の促進

地方法人二税について、大法人（内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社）は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化され、中小法人は義務化はされていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められているところですが、1によって、申告から納税までの一連の事務をオンライン化することが可能となり、法人

の税務事務負担が大幅に軽減・効率化されることが見込まれることから、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、eLTAX の更なる活用に向け、法人及び税理士会等への周知等に取り組んでいただくようお願いします。

【連絡先】

総務省自治税務局電子化推進室

担当：片山補佐、畠山係長

TEL：03-5253-5663